

●香川県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年4月6日から同月27日まで一般の縦覧に供する。

平成22年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松長尾大内線（10号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市木太町字川西1908番15地先から 高松市木太町字夷村3337番3地先まで	3.0~27.9	65	平成21年香川県告示第455号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成22年4月6日